

# 京都市屋外広告物等に関する条例に基づく 車体広告の特例許可に関するガイドライン

## 1 本ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、優れたデザインの車体広告を誘導する観点から、車体広告に関する特例許可を受けようとする事業者等に対し、広告デザインについて一定の指針を示すとともに、特例許可に関する審査に際しての指針とするものである。

特例許可の対象となる車体広告は、意匠が優れているというだけでなく、京都らしいイメージが感じられるものであることが望ましい。したがって、広告意匠の作成や許可の審査に当たっては、歴史ある京都の都市景観との調和を図るとともに、伝統的産業と時代の先端を開く産業を共に擁する本市商工業の活性化に寄与するにふさわしいものとなるよう留意しなければならない。

なお、「優れたデザインの広告」とは、広告における種々の要素の有機的結合により表現されるものであり、このガイドラインに示される諸項目の検討に尽くされるものではない。したがって、デザインの良否については、本ガイドラインが示す事項の形式的充足の有無にのみ着目するのではなく、全体的見地からの検討が必要である。

## 2 特例許可に関する許可台数について

許可の面積基準を超える大面積の広告は、走行台数が無制限に増えると都市の景観に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、特例許可に当たっては、これを受けようとする車両の属する事業所等が保有する事業用車両の概ね 10 パーセントまでの台数を許可の目安とする。

## 3 特例許可に関する車体広告のデザイン等について

### (1) 広告の地色に用いる色彩

一般に広告は地色部分と表示部分から構成される。このうち、広告の地色部分については、派手な色彩を用いると全体がけばけばしい印象になり、京都の落ち着いた景観と調和しないおそれがある。

#### ア 地色に用いてはならない色

極端な原色で周囲の景観と調和せず、見る者に不快な印象を与えるもの

車両の尾灯、方向指示灯等と紛らわしい色で車両及び歩行者の通行の安全上好ましくないもの

広告の表示が禁止されている部分の車体色と著しく不調和なもの

#### イ 地色として望ましい色

自然景観に見られる色彩の彩度(マンセル表色系)は6を超えないといわれており、広告の地色に用いる色は、概ね彩度8までの範囲のものを使用することが望ましい。ただし、この範囲内のものであっても、明度が著しく低く、全体が暗い印象となるものは使用を避ける。

#### ウ 地色に使用する色数

地色に多くの色数を使用することで全体が雑然とした印象になることを避ける。

特に、比較的高彩度の地色を複数使用する場合は、色と色の間に中間色を配し又は近似する色相同志の色を用いる等の工夫により強烈な印象になることを避けることが望ましい。

### (2) 広告に用いる文字

#### ア 字数

文字情報は、過多又は過密とならないよう必要最小限の情報にとどめる。

#### イ 表示位置

車窓上部に文字情報を表示しない。

### (3) デザイン・レイアウト

#### ア 地色部分のデザイン

地色の全面に幾何学模様等を施す等のデザインにより過度の装飾となることを避ける。

#### イ 地色と表示部分とのバランス

地色部分の面積に占める表示部分が過大とならないよう、両者のバランスに留意する。

### (4) 広告の内容

以下に該当する内容の広告は望ましくない。

#### ア 性や暴力を意識させるもの

##### イ 青少年の健全育成の観点から好ましくない業態及び商品

##### ウ 身体の一部等を殊更に強調し、生理的不快感を与えるもの

##### エ 違法又は反社会的な業態及び商品に関するもの

### (5) 路線バスの広告表示位置

路線バスについては、会社識別性の確保の観点から、以下の事項に留意する。

#### ア 車体左側面の前部扉部分に広告を表示しない。

#### イ 車体左側面の乗車口付近及び後面の視認されやすい位置に会社名を明示する。